

第1回長野県多文化共生推進本部会議

資料1 長野県多文化共生推進本部の設置について

長野県多文化共生推進本部の設置について

■ 趣旨

知事を本部長、副知事を副本部長とし、関係部局長等及び教育長を本部員とする「長野県多文化共生推進本部」を設置し、幹部が直接コミットすることで、既に県内に暮らしている外国人県民の生活全般や外国人材の受入れに係る県の施策を総合的に推進

■ 役割

- ✓ **情報共有**
県内外国人の多文化共生や外国人材の受入れに係る現状や課題、国の動向等について情報共有
- ✓ **取組の方向性等の議論**
県としての今後の取組の方向性や重点事項等について議論
- ✓ **進捗確認**
各分野の取組状況を定期的に確認

令和7年7月17日設置



事務局：県民文化部

本部会議の開催、役割について

本部会議	今年度（R7年度）	来年度（R8年度）以降
第1回	【7/17】 • 現状、課題の認識共有	【年度当初】 • 前年度の取組実績の確認 • 今年度の重点事項及び施策全体の共有
第2回	【9/19】 • R8年度の重点事項等の議論	【秋頃】 • 次年度の重点事項等の議論
事務局	【年度内】 • R8年度の施策全体及び重点事項の取りまとめ	【年度内】 • 次年度の施策全体及び重点事項の取りまとめ

長野県多文化共生推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県における多文化共生及び外国人材の受入れに関する情報を共有し、施策を総合的に推進するため、長野県多文化共生推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所管する。

(1) 本県の多文化共生及び外国人材の受入れの推進に向けた施策の取りまとめ及び推進に関すること。

(2) 本県の多文化共生及び外国人材の受入れに係る情報共有に関すること。

(本部)

第3条 本部は、別表に掲げる本部員をもって構成する。

2 本部に本部長を置き、知事をもって充てる。

3 本部に副本部長を置き、副知事をもって充てる。

4 副本部長は、本部長の職務を補佐する。

5 副本部長（副知事の担任意務に関する規程（令和7年3月13日長野県訓令第2号）により県民文化部を担任意務とする副知事）は、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けるときに、その職務を代理する。

6 本部員は、別表第1に定める職にある者をもって充てる。また、本部長が必要と認める場合は、有識者を本部員に委嘱することができる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて開催し、本部長が招集する。

2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

3 本部会議は、原則公開とする。ただし、本部会議において公開が適当でないとする場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 本部に、個別事項を検討させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの検討事項、構成員その他運営に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、県民文化部とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月17日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
知事、副知事、産業政策監、危機管理部長、企画振興部長、交通政策局長、参事（国際担当）、総務部長、県民文化部長、こども若者局長、健康福祉部長、環境部長、産業労働部長、参事（人材確保・育成担当）、観光スポーツ部長、農政部長、林務部長、建設部長、教育長

長野県多文化共生推進本部 ワーキング・グループ

WG名	検討内容	関係課
多文化共生WG (取りまとめ：県民政策課)	外国人の生活全般の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理部 (消防課⇒消防団、危機管理防災課⇒危機管理・防災) ・企画振興部 (広報・共創推進課⇒情報の多言語化、国際交流課⇒情報の多言語化・国際交流) ・総務部 (人事課⇒外国人の社会参画、コンプライアンス・行政経営課⇒外国人の社会参画、税務課⇒税金) ・県民文化部 (県民政策課⇒生活者の日本語教育・生活相談・多言語対応・多様な食文化・外国人の社会参画・その他 県民の学び支援課⇒幼稚園、次世代サポート課⇒子ども・若者支援、こども・家庭課⇒保育所、児童相談養育支援室⇒児童相談) ・健康福祉部 (医療政策課⇒医療、地域福祉課⇒福祉、介護支援課⇒介護) ・環境部 (資源循環推進課⇒廃棄物) ・建設部 (建築住宅課⇒民間住宅、公営住宅室⇒公営住宅)
外国人材受入WG (取りまとめ：労働雇用課)	外国人材の受入促進、働きやすい就労環境の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・企画振興部 (国際交流課⇒外国との調整・留学生、交通政策課⇒交通) ・県民文化部 (県民政策課⇒企業内の多文化共生・日本語教育、県民の学び支援課⇒留学生) ・健康福祉部 (介護支援課⇒介護) ・産業労働部 (産業政策課⇒製造業、観光業(飲食)、産業立地・IT振興課⇒IT人材、産業人材育成課⇒外国人材の育成(就労者の日本語教育を含む)、労働雇用課⇒一般施策) ・観光スポーツ部 (山岳高原観光課⇒観光業(宿泊)) ・農政部 (農村振興課⇒農業) ・林務部 (信州の木活用課⇒林業) ・建設部 (技術管理室⇒建設業)
外国人児童生徒等教育WG (取りまとめ：学びの改革支援課)	外国人児童生徒等への日本語等の教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県民文化部 (日本語教育等⇒県民政策課、県民の学び支援課⇒私立学校) ・県教育委員会 (教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、学びの改革支援課)